る事由によつて当該貨物の代金又は賃貸料を回収することができないことにより受ける損失を除く。）に係る普通貿易保険及び本邦法人若しくは外国法人若しくは外国人が行う同法第二条第五項に規定する外国政府等、外国法人又は外国人に対する同条第十三項第一号又は第三号に掲げるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権の取得を行つた者が同法第三十四条第二項各号のいずれかに該当する事由によつて当該債権の元本又は利子を回収することができないことにより受ける損失に係る貿易代金貸付保険」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正前の労働金庫法施行規則第九十七条第一項第一号ハに掲げる額は、この命令による改正後の労働金庫法施行規則第九十七条第一項第一号ハに掲げる額とみなす。

○内閣府令・農林水産省令第九号

貿易保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　西川　公也

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

次に掲げる命令の規定中「第三十条第二項に規定する輸出代金保険」を「第二十七条第二項第二号の損失（同法第二条第四項に規定する仲介貿易者が同条第三項に規定する仲介貿易契約に基づいて貨物を販売し、又は賃貸した場合に同法第二十七条第二項第二号イからホまでのいずれかに該当する事由によって当該貨物の代金又は賃貸料を回収することができないことにより受ける損失を除く。）に係る普通貿易保険及び同法第三十四条第二項の損失（同法第二条第十三項に規定する貿易代金貸付（本邦法人若しくは本邦人又は外国法人若しくは外国人が行う外国政府等、外国法人又は外国人に対する同項第一号又は第三号に掲げるものの支払に充てられる資金に充てられる貸付金に係る債権の取得に限る。）を行った者が同法第三十四条第二項各号のいずれかに該当する事由によって当該債権の元本又は利子を回収することができないことにより受ける損失に限る。）に係る貿易代金貸付保険」に改める。

一　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第十七条第一項第一号ハ

二　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）第十五条第一項第一号ハ

三　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）第七十三条第一項第一号ハ

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正前のそれぞれの命令の規定に掲げる額は、この命令による改正後のそれぞれの命令の相当規定に掲げる額とみなす。

省　令

○農林水産省令第五十三号

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、内水面漁業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月一日

農林水産大臣　西川　公也

内水面漁業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令

内水面漁業の振興に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「内水面漁業の振興に関する法律」を「法」に、「別記様式」を「別記様式第七号」に改め、本則を第八条とし、同条に見出しとして「（協議会設置に係る申出）」を付し、同条の前に次の七条を加える。

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、内水面漁業の振興に関する法律（以下「法」という。）及び内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百二十四号）において使用する用語の例による。

（届出養殖業の届出）

第二条　届出養殖業につき法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、養殖場ごとに、別記様式第一号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　法第二十八条第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　養殖場ごとの全ての養殖池数

二　養殖場ごとの全ての養殖池の総面積

三　当該養殖業の開始予定時期

3　法第二十八条第二項又は第三項の規定による届出をしようとする者は、養殖場ごとに、別記様式第二号又は別記様式第三号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（届出養殖業者の相続人等に関する特例）

第三条　届出養殖業者が法第二十八条第一項の規定による届出に係る養殖業の全部を譲り渡し、又は届出養殖業者について相続、合併若しくは分割（当該届出に係る養殖業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その養殖業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により養殖業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその養殖業の全部を承継した法人は、その届出養殖業者の地位を承継する。

2　前項の規定により届出養殖業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、別記様式第四号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（届出番号の決定等）

第四条　農林水産大臣は、法第二十八条第一項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る特定の養殖場を識別するために養殖場ごとに番号を決定し、遅滞なく、当該届出をした届出養殖業者に通知するものとする。

（うなぎ養殖業に係る養殖予定書の提出）

第五条　うなぎ養殖業に係る法第二十八条第一項の届出をした者（以下「届出うなぎ養殖業者」という。）は、毎年十一月一日から同月三十日までの間に、同月一日から翌年十月三十一日までの間におけるうなぎの池入量を記載した別記様式第五号による養殖予定書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定により養殖予定書を提出した届出うなぎ養殖業者は、毎年十一月一日から翌年十月三十一日までの間におけるうなぎの池入量を変更しようとするときは、あらかじめ、別記様式第五号による変更予定書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（うなぎ養殖業に係る実績報告書の提出）

第六条　届出うなぎ養殖業者は、法第二十九条第一項の規定に基づき、毎月、別記様式第六号による実績報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

（提出書類の経由機関）

第七条　法第三十二条の規定により都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない申請書その他の書類は、当該書類に係る養殖場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

2　前項の規定により、第二条第一項若しくは第三項若しくは第三条第二項の届出書、第五条第一項の養殖予定書若しくは同条第二項の変更予定書又は前条の実績報告書が都道府県知事に受理されたときは、その受理されたときに農林水産大臣にこれらの書類の提出があったものとみなす。